

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会(第8回)

1 開催日時等

- 開催日時：令和4年3月16日(水) 16時00分～17時00分
- 場 所：(WEB会議による開催)
- 出席者：堀場座長、伊関委員、小池委員、辻委員、沼尾委員、星野委員、望月委員、八木委員、
和田委員
鷺見地域医療計画課長(厚生労働省・オブザーバー)
渡邊官房審議官(公営企業担当)、犬丸準公営企業室長、岡本理事官、田中課長補佐

2 議題

- ・「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について

3 配布資料

- (資料1) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(案)
- (資料2) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(案)(概要)
- (参考資料) 第7回検討会議事概要

4 概要

- ・議題に関する意見交換が行われ、別紙の意見が出された結果、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(案)」については座長一任となった。

(別紙) 意見交換の主な内容

第1 公立病院経営強化の必要性

- 第1の4に「前述した公立病院が直面する様々な課題のほとんどは、医師・看護師等の不足・偏在に起因するもの」等とあるが、経営強化の必要性として、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化への対応等も非常に重要である。
- 第1の4に「公立病院間の連携のみならず、(略) かかりつけ医機能を担っている診療所等との連携強化も重要である」とあるが、診療所だけではなく、介護施設との連携も重要ではないか。
→ (事務局)「診療所等」の「等」には、介護施設も含まれると考えている。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

【3 経営強化プランの内容 (1) 役割・機能の最適化】

- 今回のガイドラインは連携を重視しているが、連携のためには調整が必要になる。そうした中で、役割・機能の「最適化」と言っても何が最適かを一病院で決めることはますます難しくなってくるため、各ステークホルダー間で調整するプロセスが重要になる。その意味で、今回、策定プロセスに関する記述が充実したのは良かったと思う。

① 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能

- 病床機能のあり方だけではなく、例えば救急機能など、医療計画の5疾病6事業等に関する役割分担や連携強化の見直しも重要である。

③ 機能分化・連携強化

- 2)の冒頭に「地域全体で持続可能な地域医療提供体制を確保する」とあるが、ここでいう「地域」とは、どう解釈すれば良いのか。
→ (事務局) 二次医療圏が基本であるが、都道府県立病院等では二次医療圏をまたいだ取組が必要となる場合もあると考える。

【3 経営強化プランの内容 (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革】

① 医師・看護師等の確保

- 地方では医師、看護師、薬剤師等が確保できない実情があり、処遇改善が重要である。初任者調整手当の制度を創設して処遇改善を図っている団体もあり、横展開していくことが重要。
- 医師の時間外労働規制によって、基幹病院においても医師が足りなくなり、救急医療の集約化が必要となる地域もかなり出るとされる。そうした中で、中小病院への医師派遣というのは難しくなってくる。

【3 経営強化プランの内容 (3) 経営形態の見直し】

- 経営形態の見直しありきではなく、現行の経営形態の中でもできることを行うことも重要である。
- 独法化については様々な議論があったが、この記述で良いのではないか。

【3 経営強化プランの内容 (5) 施設・設備の最適化】

- 「デジタル化への対応」について、医療情報の連携について一言触れても良いのではないか。

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 「都道府県は、市町村等が経営強化プランを策定するに当たり、(略) これまで以上に経営強化プランの内容について積極的に助言すべきである。」とあるが、市町村等が課題を認識し、対応を検討するためには、都道府県が地域医療をとりまく状況について情報提供や情報共有の機会を持つことも重要ではないか。

第5 財政措置

- 「原則として令和4年度から令和9年度までの間に生じるものを対象とする」とあるが、その間に方針が決定すれば良いのかなど、若干曖昧な部分があるのではないかと。
→（事務局）基本的には令和4年度から令和9年度までの間に発生する費用を指すが、施設整備の場合は経過措置等もあるため、詳細は通知において明記する予定である。